

ニセコ町地域防災計画 (案)

N I S E K O

H O K K A I D O J A P A N

(資料編)

令和6年(2024年) 月 日修正

ニセコ町防災会議

目 次

1	ニセコ町の概況	3
○	資料1-1 地区の状況.....	3
○	資料1-2 公共施設等.....	4
○	資料1-3 災害の記録.....	5
2	防災組織等	15
○	資料2-1 ニセコ町防災会議条例.....	15
○	資料2-2 ニセコ町災害対策本部条例.....	16
○	資料2-3 ニセコ町における災害時応援協定等の締結状況.....	17
○	資料2-4 関係機関等の連絡先.....	22
3	災害危険区域	29
○	資料3-1 町内の主要河川.....	29
○	資料3-2 重要水防箇所.....	29
○	資料3-3 砂防指定地.....	29
○	資料3-4 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等.....	30
○	資料3-5 雪崩危険箇所.....	31
4	消防・水防関係	32
○	資料4-1 消防力の現況.....	32
○	資料4-2 危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量.....	33
○	資料4-3 指定防火対象物.....	33
○	資料4-4 雨量・水位観測所.....	34
○	資料4-5 警報・注意報発表基準一覧表.....	35
○	資料4-6 水防活動実施報告.....	37
5	通信・避難関係	38
○	資料5-1 災害情報等報告取扱要領.....	38
○	資料5-2 避難施設.....	43
○	資料5-3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制.....	48
6	応急措置・災害派遣・緊急輸送関係	50
○	資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者.....	50
○	資料6-2 従事命令等の実施手続き（公用令書）.....	51
○	資料6-3 自衛隊の災害派遣要請.....	55
○	資料6-4 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請.....	56
○	資料6-5 緊急輸送道路.....	57
○	資料6-6 町有車両の現況.....	57
○	資料6-7 ヘリコプター離着陸場.....	59
○	資料6-8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領.....	60
○	資料6-9 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領.....	65
7	救援・応急復旧関係	69
○	資料7-1 給水施設.....	69
○	資料7-2 給水資機材.....	70
○	資料7-3 世帯構成員別被害状況.....	71
○	資料7-4 物資購入（配分）計画表.....	71
○	資料7-5 物資受払簿.....	72
○	資料7-6 物資給与及び受領簿.....	72
○	資料7-7 指定文化財.....	72

1 ニセコ町の概況

8 ニセコルール..... 73
○ 資料8-1 ニセコルール [ロープをくぐってはならない] 73

1 ニセコ町の概況

○ 資料1-1 地区等の状況

(令和5年4月1日現在)

No.	地区等名	人口	世帯数
1	本通1	111	56
2	本通2	70	41
3	本通3	37	15
4	本通4	85	41
5	本通5	133	58
6	本通6	119	62
7	本通7	150	66
8	本通8	33	16
9	本通9	56	29
10	本通10	69	37
11	本通11	66	41
12	富士見	31	18
13	富士見団地	71	37
14	本通団地	183	98
15	有島団地	82	60
16	新有島団地	82	33
17	羊蹄団地	157	93
18	しらかば	93	51
19	望羊団地	151	69
20	さくら団地	170	78
21	中央1	8	5
22	中央2	40	23
23	中央3	33	31
24	中央4	52	24
25	中央5	19	13
26	中央6	59	30
27	中央7	39	26
28	元町親交会（旧松岡）	62	27
29	元町親交会（旧元町）	42	29
30	元町親交会（旧新興）	113	75
31	有島	82	39
32	有島1	20	7
33	有島2	31	11
34	有島3	44	22
35	羊蹄	7	8
36	羊蹄1	3	2
37	近藤親交会（旧光栄）	125	53
38	近藤親交会（旧共栄）	135	63

No.	地区等名	人口	世帯数
39	近藤親交会（旧東）	129	61
40	近藤親交会（旧豊里）	66	31
41	里見地区親交会（旧別太）	37	13
42	里見地区親交会（旧里見）	74	30
43	里見地区親交会（旧富丘）	23	15
44	宮田親交会（旧富川）	36	14
45	宮田親交会（旧宮田）	75	26
46	宮田親交会（旧小花井）	27	15
47	宮田親交会（旧黒川）	36	15
48	福井地区親交会（旧板谷）	14	8
49	福井地区親交会（旧福井）	86	40
50	福井地区親交会（旧相馬）	55	29
51	西富	51	28
52	みずほ	28	16
53	昆布	24	10
54	桂	16	8
55	ニセコ親交会（旧尾の上）	57	28
56	ニセコ親交会（旧藤山）	80	43
57	ニセコ親交会（旧ニセコ）	35	14
58	曾我親交会（旧西山）	48	18
59	曾我親交会（旧滝台）	35	15
60	曾我親交会（旧東山）	86	40
61	曾我親交会（旧北栄）	119	55
62	ふよう会	87	50
63	北栄2	38	16
64	モイワ	44	32
65	アンヌプリ	24	14
66	東山ペンション	136	112
67	ニセコハイツ	31	31
68	グループホームきら里	102	1
69	ハイツ	26	10
70	コーポ有島	42	45
71	ポテト共和国	40	32
72	ローヤル	9	6
73	東山の丘	43	19
74	メツァ管理組合	30	19
75	有島の森	36	26
合計		47,88	24,72

1 ニセコ町の概況

○ 資料1-2 公共施設等

(令和6年1月1日現在)

■行政施設		住 所	■文化・教育施設		住 所
1	ニセコ町役場	富士見55番地	1	有島記念館	有島57番地11
2	ニセコ町下水道管理センター	本通247番地1	2	ニセコ町学習交流センター 「あそぶつく」	本通105番地10
3	ニセコ町堆肥センター	豊里2番地1			
4	ニセコ町一般廃棄物最終処分場	豊里131番地1	3	ニセコ小学校	富士見12番地
5	ニセコ町家畜共進会場	里見2番地1	4	近藤小学校	近藤266番地
6	ニセコ町集約草地	黒川287番地7	5	ニセコ中学校	富士見143番地
7	ニセコ斎場	羊蹄104番地35	6	ニセコ高等学校	富士見141番地9
8	町営墓地 中央墓地	里見124番地	7	ニセコ町幼児センター (子育て支援センター)	富士見17番地
9	〃 大曲墓地	羊蹄101番地			
10	〃 小花井墓地	宮田320番地			
11	〃 板谷墓地	黒川297番地	9	国際交流施設 (北海道インターナ ショナルスクール・ニセコ校)	富士見12番地
12	〃 ニセコ墓地	ニセコ86番地			
13	〃 昆布墓地	桂台24番地	10	ニセコこども館	富士見51番地1
14	ニセコ町コミュニティFM放送施設	中央通33番地			
■コミュニティ施設		住 所	■スポーツ施設		住 所
1	ニセコ町民センター	富士見95番地	1	ニセコ町総合体育館	富士見95番地
2	西富地区町民センター	西富171番地7	2	テニスコート	富士見115番地1
3	近藤地域コミュニティセンター	近藤258番地3	3	ストリートバスケット	富士見95番地
4	元町地域コミュニティセンター	元町240番地	4	陸上競技場	富士見138番地1
5	里見地域コミュニティセンター	里見67番地4	5	町民運動場(グラウンド)	富士見143番地
6	ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ138番地8	6	水泳プール	富士見139番地
7	福井地区コミュニティセンター	福井379番地2	7	野球場(運動公園)	富士見168番地4
8	ニセコ町曽我活性化センター	曽我127番地1	8	ゲートボール場(運動公園)	富士見168番地4
			9	パークゴルフ場(運動公園)	富士見168番地4
			10	多目的広場(運動公園)	富士見168番地4
■観光施設		住 所	■その他の施設		住 所
1	道の駅「ニセコビュープラザ」	元町77番地10	1	ようてい農業共同組合ニセコ支所	本通105番地
2	ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	中央通33番地	2	ニセコ郵便局	本通103番地1
3	ニセコ町五色温泉 インフォメーションセンター	ニセコ510番地1	3	北海信用金庫ニセコ支店	本通70番地
			4	JRニセコ駅	中央通無番地
			5	ニセコ医院	本通2番地11
■公園・キャンプ場		住 所	6	ニセコ警察官駐在所	本通105番地1
1	有島記念館	有島56番地1	7	羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署	富士見74番地
2	ニセコ町農村公園「ちびっこ広場」	富士見123番地10	8	ニセコ町商工会	富士見95番地
3	ニセコ町運動公園	富士見168番地4			
4	曽我森林公園(東啓園)	曽我39番地50			
5	アンヌプリ森林公園	ニセコ473番地1			
6	ニセコ野営場	五色温泉郷			

○ 資料 1 - 3 災害の記録

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

年月日	種別	地域	被害状況																			
明治 35 年	冷害	全域	低温多雨、日照不足により畑作が開村以来の大凶作。凶作民救済の目的で字ルベシベ南 1 線及び 6 号道路国費工事を村で請け負った。																			
明治 38 年 5 月～10 月	冷害	全域																				
明治 38 年 9 月 20 日	豪雨	全域	大雨により全町被害を受けた。 ・洪水による死者 2 名																			
明治 41 年 6 月 28 日	晩霜	全域	・菜豆類に被害、特に大福豆は収穫皆無																			
明治 41 年 7 月 8 日	火災	羊蹄山	・焼失面積 792ha																			
明治 42 年 4 月 7 日	暴風雨	全域	最大風速 40m 以上 ・被害 全壊家屋 55 戸、半壊家屋 4 戸、死者 1 名、橋の流失等																			
大正 2 年 6 月～9 月	冷害	全域	収穫皆無となり、災害救助法適用																			
大正 2 年 9 月 16 日	初霜	全域	・農作物に被害																			
大正 4 年 7 月 22 日	豪雨	全域	・各河川が増水し、道路欠壊のほか、田畑にも相当の被害を受けた																			
昭和 5 年 8 月 21 日	豪雨	全域	30 分間に雨量 200 mm に及ぶ豪雨 ・道路の欠壊、橋の流失、第一王子発電所の機能ストップ、田畑の冠水被害ほか																			
昭和 6 年 5 月～8 月	冷害	全域	・稲作の被害状況 <table border="1" data-bbox="842 1093 1268 1258"> <tr> <td>被害程度</td> <td>皆無</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70%以上</td> <td>31.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50～69%</td> <td>15.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50%未満</td> <td>14.0%</td> </tr> </table> ・畑作の被害状況 60～80%程度	被害程度	皆無	33.8%		70%以上	31.9%		50～69%	15.3%		50%未満	14.0%							
被害程度	皆無	33.8%																				
	70%以上	31.9%																				
	50～69%	15.3%																				
	50%未満	14.0%																				
昭和 7 年 5 月～9 月	冷水害	全域	・田畑の被害状況 <table border="1" data-bbox="842 1402 1364 1653"> <tr> <td rowspan="6">被害程度</td> <td>減収率</td> <td>田</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>皆無</td> <td>23.9</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>20.9</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>50～70%</td> <td>21.2</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>30～50%</td> <td>9.2</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>30%未満</td> <td>3.4</td> <td>6.4</td> </tr> </table>	被害程度	減収率	田	畑	皆無	23.9	9.9	70%以上	20.9	32.4	50～70%	21.2	29.4	30～50%	9.2	13.3	30%未満	3.4	6.4
被害程度	減収率	田	畑																			
	皆無	23.9	9.9																			
	70%以上	20.9	32.4																			
	50～70%	21.2	29.4																			
	30～50%	9.2	13.3																			
	30%未満	3.4	6.4																			
昭和 9 年 1 月 2 日	火災	市街地	・狩太尋常小学校校舎全焼																			
昭和 9 年 7 月～9 月	冷害	全域	・被害状況 <table border="1" data-bbox="842 1780 1364 1989"> <tr> <td rowspan="5">被害程度</td> <td>減収率</td> <td>田</td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>皆無</td> <td>14.3</td> <td>2～8</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>10.7</td> <td>10～28</td> </tr> <tr> <td>50～70%</td> <td>7.6</td> <td>22～31</td> </tr> <tr> <td>50%未満</td> <td>17.0</td> <td>-</td> </tr> </table>	被害程度	減収率	田	畑	皆無	14.3	2～8	70%以上	10.7	10～28	50～70%	7.6	22～31	50%未満	17.0	-			
被害程度	減収率	田	畑																			
	皆無	14.3	2～8																			
	70%以上	10.7	10～28																			
	50～70%	7.6	22～31																			
	50%未満	17.0	-																			

1 ニセコ町の概況

年月日	種別	地域	被害状況																								
昭和10年6月～9月	冷害	全域	・被害状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害程度</td> <td>皆無</td> <td>19.8</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70%以上</td> <td>13.7</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50～70%</td> <td>12.3</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30～50%</td> <td>14.7</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30%未満</td> <td>37.4</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table>		減収率	田	畑	被害程度	皆無	19.8	7.0		70%以上	13.7	17.7		50～70%	12.3	22.7		30～50%	14.7	23.3		30%未満	37.4	29.3
	減収率	田	畑																								
被害程度	皆無	19.8	7.0																								
	70%以上	13.7	17.7																								
	50～70%	12.3	22.7																								
	30～50%	14.7	23.3																								
	30%未満	37.4	29.3																								
昭和16年5月～8月	冷害	全域	・被害状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害程度</td> <td>皆無</td> <td>20.0</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70%以上</td> <td>22.2</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50～70%</td> <td>19.5</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30～50%</td> <td>19.7</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30%未満</td> <td>18.4</td> <td>65.7</td> </tr> </tbody> </table>		減収率	田	畑	被害程度	皆無	20.0	7.8		70%以上	22.2	7.4		50～70%	19.5	7.9		30～50%	19.7	11.2		30%未満	18.4	65.7
	減収率	田	畑																								
被害程度	皆無	20.0	7.8																								
	70%以上	22.2	7.4																								
	50～70%	19.5	7.9																								
	30～50%	19.7	11.2																								
	30%未満	18.4	65.7																								
昭和24年6月3日	火災	小花井	旧村有林 19.8ha、損害額不明																								
昭和24年8月18日	火災	羊蹄	開拓地 19.8ha、損害額不明																								
昭和27年3月24日	火災	市街地	煙突の過熱により民家から出火、強風にあおられ、806.9㎡を全焼 類焼家屋8棟、損害額10,000千円																								
昭和29年5月9日	暴風雨	全域	町内の保護苗代の約60%が被覆を風に飛ばされた。 ・被害総面積4.3ha																								
昭和29年5月28日	晩霜	全域	冷床苗代に被害を受けた。																								
昭和29年6月～7月	早害	全域	6月21日～7月19日まで連日の日照りとなり、 ・燕麦10%、とうもろこし・スイートコーン30%、亜麻20%の減収																								
昭和29年9月26日	台風	全域	・台風第15号で全町にわたり被害を受けた。																								
昭和29年10月6日	初霜	全域	・大豆に被害を受けた。																								
昭和31年5月	早害	全域	・5月中の過照により麦類に被害を受けた。																								
昭和31年5月～8月	冷害	全域																									
昭和31年8月17日	台風	全域	・台風第9号で全町にわたり被害を受けた。																								
昭和33年5月～6月	早害	全域	・採種と麦類に被害を受けた。																								
昭和49年5月22日	火災	原野	枯草が延焼 ・焼失面積13,087㎡																								
昭和50年4月8日	水害	昆布川流域	・融雪水による水害																								
昭和50年6月12日	火災	原野	・焼失面積10,064㎡																								
昭和50年8月23日	水害	後志、昆布、加春別川流域	・被害額41,020千円																								
昭和51年4月8日	火災	市街地	・死者2名																								
昭和51年5月22日	火災	林野	・焼失面積46,400㎡																								
昭和51年12月7日	火災	市街地	石油ストーブからの飛び火 ・死者1名																								

年月日	種別	地域	被害状況																						
昭和 54 年 9 月 10 日	冷害	みずほ、 福井、松岡、 元町	・ 水稻、小豆に被害を受けた。																						
昭和 55 年 7 月～8 月	冷害	全域	<p>・ 被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="8">被害 程度</th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%～80%</td> <td>23</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>50～70%</td> <td>161</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>30～50%</td> <td>289</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>10～30%</td> <td>53</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>-</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>526</td> <td>468</td> </tr> </tbody> </table>	被害 程度	減収率	田	畑	70%～80%	23	-	50～70%	161	16	30～50%	289	70	10～30%	53	256	10%未満	-	126	計	526	468
被害 程度	減収率	田	畑																						
	70%～80%	23	-																						
	50～70%	161	16																						
	30～50%	289	70																						
	10～30%	53	256																						
	10%未満	-	126																						
	計	526	468																						
	昭和 56 年 3 月 19 日	火災	豚舎	保温用ランプの加熱により稲わらに着火 ・ 損害額 26,840 千円																					
昭和 56 年 7 月～8 月	冷害	全域	<p>・ 被害状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="7">被害 程度</th> <th>減収率</th> <th>田</th> <th>畑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%～80%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>50～70%</td> <td>44</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>30～50%</td> <td>60</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>10～30%</td> <td>207</td> <td>934</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>196</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>507</td> <td>1,899</td> </tr> </tbody> </table>	被害 程度	減収率	田	畑	70%～80%	-	-	50～70%	44	67	30～50%	60	327	10～30%	207	934	10%未満	196	571	計	507	1,899
被害 程度	減収率	田	畑																						
	70%～80%	-	-																						
	50～70%	44	67																						
	30～50%	60	327																						
	10～30%	207	934																						
	10%未満	196	571																						
	計	507	1,899																						
昭和 56 年 8 月 23 日	台風	全域	<p>台風第 15 号のため、全町にわたり被害を受けた。</p> <p>降水量 162mm</p> <p>・ 被害 床上浸水 3 戸、床下浸水 12 戸、 道路欠壊 154 箇所、河川泥盤欠壊 127 箇所、 橋流失 2 箇所、橋欠壊 6 箇所、 がけ崩れ 3 箇所、水道施設欠壊 2 箇所、 水田冠水 103ha、転作田 110ha、 一般畑 230ha</p>																						
昭和 62 年 4 月 27 日	火災	旅館	灯油による放火 ・ けが人 2 名、損害額 37,050 千円																						
平成 2 年 1 月 15 日 ～16 日	雪崩	スキー場	スキー場東側危険地帯にて、表層雪崩 ・ スキー客 2 名が死亡																						
平成 3 年 12 月 29 日	雪崩	山岳	スキー登山中、山岳部員が雪崩に巻き込まれる。 ・ 1 名死亡																						
平成 4 年 1 月 19 日	雪崩	スキー場	スキー場で中学生 4 名が雪崩に巻き込まれる。 ・ 2 名が行方不明																						
平成 4 年 2 月 23 日 ～24 日	雪崩	スキー場	スキー場立入り禁止区域で表層雪崩 ・ スキー客 2 名がに巻き込まれ 1 名が行方不明																						
平成 4 年 6 月 3 日	火災	原野	焼失面積 10,000 m ²																						

1 ニセコ町の概況

年月日	種別	地域	被害状況
平成7年2月20日	雪崩	スキー場	雪崩多発地帯の立入禁止区域で表層雪崩 ・スノーボード客1名が死亡
平成8年2月26日	火災	市街地	作業所でストーブから出火 ・損害額17,230千円
平成9年5月5日	火災	原野	ごみ焼き後の残り火より出火 ・焼失面積750,000㎡
平成9年6月24日	火災	宿泊所	電気コードの断線より出火、全焼 ・損害額27,110千円
平成10年1月21日	火災	店舗兼住宅	煙草の不始末により出火 ・損害額350千円
平成10年1月28日 ～29日	雪崩	春の滝付近	スノーシューで散策中、雪崩に巻き込まれる。 ・ガイド2名、スノーボード客2名のうち1名死亡
平成10年5月6日	火災	休耕田外	枯草に火をつけ、監視を怠り延焼拡大 ・焼失面積6,000㎡
平成11年3月13日	雪崩	山岳	ニセコアンヌプリ北東尾根で雪崩が発生 ・2人が雪崩に巻き込まれ、1名が死亡
平成11年5月18日	火災	休耕地	野ネズミ退治のため、休耕地に火をつけたが、 風により枯草に燃え移った。 ・焼失面積2,664㎡
平成11年7月29日	豪雨	全域	豪雨のため、全町にわたり被害を受けた。 ・被害 床下浸水1戸、道路/町道法面崩壊1箇所、 河川/真狩川氾濫1箇所、 田畑被害/水稻冠水100a、畑土砂流入5a
平成12年3月9日	火災	住宅	ストーブの異常延焼により輻射熱で延焼 ・損害額690千円
平成15年8月22日	火災	倉庫	倉庫から出火（原因不明） ・損害額8,920千円
平成15年9月13日 ～14日	台風	全域	台風第14号の強風のため、倒木による町道一時通行止、ビニールハウスのビニール破損被害を受けた。 ・損害3棟1,950㎡、被害額260千円
平成15年9月26日	地震	全域	（平成15年9月26日の地震） 「平成15年（2003年）十勝沖地震」 発生時刻 午前4時50分頃 震源の位置 十勝沖（北緯41.7度、東経144.1度 襟裳岬沖の東南東80km付近） 震源の深さ 45km 地震規模 マグニチュード8.0 ニセコ町における地震状況 被害なし
平成16年2月23日	暴風雪	全域	暴風雪のため、道道岩内洞爺線セブンイレブン～アンヌプリ間で一般車両立ち往生との情報（11時20分頃）があった。 16時20分に暴風雪、大雪警報が解除され、17時に国道5号の全線開通、主要道道岩内洞爺線

年月日	種別	地域	被害状況
			ニセコ大橋～昆布温泉区間を通行止め解除
平成16年9月8日	台風	全域	台風第18号の強風のため、全町にわたり被害を受けた。 ・人的被害 負傷者1名（骨折入院） 住家被害 一般住宅（一部損壊28棟） 公営住宅（一部損壊多数） 非住宅被害 一部損壊：店舗等6棟、倉庫10棟、車庫6棟、牛舎4棟 全壊：車庫1棟、倉庫1棟 避難（自主避難7世帯15名でニセコ町公民館に避難） 公共施設被害 一部損壊5棟、全壊（管理小屋）1棟、倒木（桜ヶ丘公園45本、曾我森林公園32本） 文教施設被害 一部損壊4棟、全壊（バス停2棟）、休校（小学校3校、中学校、高校、幼稚園） 電力・電話被害 停電191世帯、電話不通約50世帯 簡易水道被害 福井地区簡易水道（停電による浄水機器故障） 道路被害 倒木による通行支障約45箇所、倒木による通行止め1箇所 農業被害 水稲38.0ha、デントコーン15.6ha、スイートコーン10.0ha、トマト（ハウス）3.7ha、メロン1.6ha、ビニールハウス倒壊50棟など 被害額160,000千円 ・林業被害 道有林倒木等437.6ha、一般民有林倒木など 被害額160,000千円
平成18年2月8日	火災	倉庫	倉庫から出火全焼 ・煙突の排煙により加熱炭化 損害額450千円
平成20年4月23日	火災	原野	ごみ焼きの火が枯草に燃え広がった。 ・焼失面積847㎡
平成21年9月4日	火災	店舗兼住宅	ロースターの汁受けに溜まった油が加熱発火したもの ・損害額720千円
平成21年10月17日	火災	プレハブ	プレハブ（乾燥室）より出火（原因不明） ・損害額1,680千円
平成22年7月29日	集中豪雨	全域	集中豪雨により、主に川北、近藤、福井地区の小麦3ha、スイートコーン13haが倒壊した。損害額10,220千円
平成23年1月1日	雪崩	山岳	・ニセコアンヌプリ鉱山の沢で、スキーヤー1名が雪崩により埋まり死亡
平成23年9月6日	台風	全域	台風第12号により、全町にわたり被害を受けた。 ・衛生施設被害 5水道施設 被害額800千円 土木被害 町河川8河川 被害額1,491千円、町道15路線 被害額8,231千円 農業被害 水稲5.3ha、じゃがいもほか

1 ニセコ町の概況

年月日	種別	地域	被害状況
			13.1ha、用水路6箇所、管理用道路2箇所、法面土砂崩れ1箇所 被害額57,431千円 一部町道通行止めによるふれあいシャトルの折り返し運転 被害額500千円 ・西富地区住民の福井地区コミュニティセンターへの避難11世帯27人
平成23年12月16日	火災	住宅兼作業所	原因不明(全焼) ・被害額386千円
平成24年2月22日	火災	住宅・倉庫	石油ストーブに洗濯物が落下し着火。 ・住宅全焼、住宅兼倉庫半焼 被害額3,111千円
平成24年9月16日	火災	事務所	原因不明(全焼) ・被害額5,023千円
平成24年12月13日	火災	住宅	バーナーの火が木材に着火し、床と壁の一部を焼損 ・被害額465千円
平成25年1月21日	火災	住宅	石油ストーブの放射熱が布団に着火し、内部を焼損 ・被害額1,665千円
平成25年3月10日	暴風雪	全域	暴風雪により、道道66号の字元町ニセコビュープラザから、留寿都村の国道230号までの間が一時通行止めとなったほか、管内の国道及び道道が通行止めとなった。
平成25年4月7日	風害	全域	低気圧の接近に伴い風雨が強まり、水田用水路が雪等によりせき止められ、道道豊浦ニセコ線が一時冠水した。五色温泉付近の道道が通行止めとなり、宿泊客20名が一時足止め
平成26年1月16日	雪崩	山岳	ニセコアンヌプリ鉱山の沢で雪崩が発生し、日本人1名、外国人2名が怪我をした。
平成26年8月4日 ～5日	豪雨	全域	低気圧発達に伴う大雨警戒 農業被害 スイートコーン6.0ha、 黒大豆1.0ha、たまねぎ0.6ha
平成27年3月10日	豪雨 融雪	全域	大雨による急速な融雪が発生、河川増水警戒 土木被害 町道富川旧国道法面崩壊 復旧事業費5,357千円
平成27年10月8日 ～9日	暴風	全域	低気圧停滞に伴う暴風警戒 ほぼ町内全域一時停電 建物被害 倉庫・納屋破損10棟以上 その他公共施設トタン剥離あり ダストボックス横転(個人車両破損) 町道、町有施設内で倒木多数発生 道道蘭越ニセコ倶知安線一部通行止め JR長万部～倶知安間運転見合わせ
平成28年1月31日	火災	住宅	地下室の薪ストーブ円筒の異常過熱から、建物を全焼(人的被害なし) 被害額3,495千円
平成28年2月29日 ～3月1日	暴雪	全域	急速に発達した低気圧による影響 農業被害 ビニールハウス破損4戸 周辺国道、道道及び町道一部通行止め ニセコバス(デマンド含む)、道南バス全面運休、JR長万部～小樽間運転見合わせ

年月日	種別	地域	被害状況
			<ul style="list-style-type: none"> ・学校等休校（小学校2校、中学校、幼児センター短時間型、インターナショナルスクール）、ニセコ高校は、卒業式の開式時刻を繰り下げ
平成28年8月30日 ～31日	台風	全域	<p>台風第10号による、全町にわたる暴風被害。 農業被害 デントコーン 56ha、スイートコーン 47ha、大豆 74ha、小豆他 19ha の倒伏・身落被害 農業用倉庫 半壊1件、一部損壊17件、 ハウス 全壊1件、一部損壊6件 農業用機械倉庫 全壊1件、 一部損壊2件 牛舎 半壊1件、一部損壊1件 道の駅ニセコビュープラザ駐車場内の看板倒壊により個人車両破損（人的被害なし） 町道、町有施設内で倒木多数発生 西部方面を除く地域で停電発生（市街地の一部、元町、羊蹄など東部方面は停電復旧まで長時間を要した。） 停電に伴い下水道マンホールポンプ場ほか水道管理施設に障害 JR長万部～小樽間運休のため、ニセコ高校生に欠席者が生じた。 ・公共分復旧事業費 2,156千円</p>
平成28年12月23日 ～24日	風雪	全域	<p>低気圧発達に伴う暴風雪警戒 町道西山尾の上連絡線で、一般車両の立往生が発生 ・町道1号線ミルク工房付近でニセコバス3台、北電変電所の間で乗用車の立ち往生が発生</p>
平成29年4月18日	風雨	全域	<p>朝方からの強風により、農業施設の損壊、倒木などが発生 町道、町有施設内で倒木多数発生 営農施設被害 ハウス ハウス骨組壊7棟、ビニール壊6棟 農業用倉庫 シャッター破損2棟、屋根破損1棟</p>
平成29年6月10日	大雨	富川、モイワ、近藤	<p>朝方からの大雨により、土砂崩れや、川の氾濫などが発生 富川地区で土砂崩れが発生 モイワ地区の河川が氾濫 ・近藤地区住宅裏の用水路が氾濫</p>
平成29年6月22日	大雨	西富	<p>大雨により、土砂、流木等の流入及び冠水、苗の流出が発生 農業被害 水稻 1.35ha、南瓜 0.3ha、野菜類 0.1ha ・営農施設被害 倉庫1棟、ハウス2棟</p>
平成29年9月18日	台風	全域	<p>台風第18号に伴う大雨、暴風警戒。農作物に倒伏被害が発生 ・農業被害 水稻 8.0ha、デントコーン、65.0ha、スイートコーン 7.0ha</p>

1 ニセコ町の概況

年月日	種別	地域	被害状況
平成 29 年 12 月 25 日 ～26 日	暴雪	全域	発達低気圧の影響に伴う、猛ふぶきや吹きだまり、大雪による交通障害、暴風への警戒 里見地区で一部停電 20 戸（原因：高圧線のトラブルによる。） ・町道尾の上ニセコ縦貫線で一時交通不能
平成 30 年 2 月 5 日	火災	ニセコ	車庫内にあるトラクターから出火 ・1 階部分 159 m ² 焼損
平成 30 年 3 月 1 日 ～2 日	暴風雪	全域	発達低気圧の影響に伴う、猛ふぶきや吹きだまり、大雪による交通障害、暴風への警戒 3/2 臨時休校（幼児センター短時間児、ニセコ小、近藤小、ニセコ中、ニセコ高、インターナショナルスクール） ・臨時休校に伴いスクールバス運休、給食中止
平成 30 年 4 月 16 日	融雪	里見	住家用地が融雪水による内水氾濫被害 ・土嚢 70 袋にて水防工法実施
平成 30 年 4 月 30 日	火災	近藤	アスパラの茎焼き中に、火が枯草に移り原野火災 ・400 m ² 焼失
平成 30 年 5 月 21 日	火災	ニセコ	住家裏庭で火災 25 m ² 焼失
平成 30 年 7 月 5 日	大雨 強風	全域	大雨・強風による地すべり、農作物の流亡、倒伏被害、内水氾濫が発生 ・農業被害 大豆ほか計 0.4ha 流亡、スイートコーン、デントコーン町内全域で倒伏
平成 30 年 8 月 2 日	火災	ニセコ	車両（廃車、物置として使用）火災 ・13 m ² 焼失
平成 30 年 9 月 5 日	台風	全域	台風第 21 号に伴う大雨、暴風警戒。町内全域で農作物の倒伏被害、倒木、倒柱等が発生 町内 7 箇所及びニセコ高校校舎裏手の林で倒木発生 倒柱による住宅窓ガラス破損 教職住宅で物置の破損、軒天の一部破損等が発生 町内 5 箇所でゴミステーション横転 バス停が複数個所で倒伏 ・農業被害 水稻 12.0ha 食用ゆり 0.2ha、スイートコーン 6.0ha、デントコーン 24.0ha、トマト 0.1ha
平成 30 年 9 月 6 日	地震	全域	「平成 30 年北海道胆振東部地震」 発生時刻 午前 3 時 7 分頃 震源の位置 胆振地方中東部（北緯 42.7 度、東経 142.0 度） 震源の深さ 37 km 地震規模 マグニチュード 6.7 ニセコ町においては震度 4 を観測 （地震による直接的被害はなし）。 ブラックアウトに伴い、ニセコ全町で停電が発生 小学校・中学校・高校については休校（幼児センター短期は休み）、インターナショナルスクール休み（学童は通常通り実施）

年月日	種別	地域	被害状況
			高齢者等に対する避難所開設及び給水対応、 その他発電機の解除等災害対応を実施 ・停電による予冷不能、物流不能による畜産 物被害 生乳 8.5t 廃棄、損害額 2,550 千円 地震の影響によるキャンセル等による観光業 被害（9月～12月の損害額） アウトドア事業者 5,932 千円、 日帰り施設 4,500 千円、 宿泊施設 53,585 千円 飲食店の乳製品食材廃棄による損害額 500 千 円 ・建物被害 1 件 損害額 500 千円
平成 30 年 9 月 8 日	火災	元町	原野火災 ・ 60.18 m ² 焼失
平成 30 年 10 月 13 日	火災	福井	建物火災 ・ 0.47 m ² 焼失
平成 30 年 12 月 14 日	火災	本通	建物火災 ・ 焼失面積等不明
平成 30 年 12 月 27 日	火災	尾ノ上	建物火災 ・ 死者 1 名、焼失面積等不明
令和元年 5 月 25 日	火災	有島	山林火災 ・ 68.97 m ² 焼失
令和 2 年 6 月 24 日	火災	富士見	車両（ゴミ収集車）火災 ・ ゴミを展開し消火活動を実施
令和 3 年 10 月 28 日	落雷	曾我	落雷による水道施設の被害 ・ 衛生施設被害 1 水道施設 被害額 3,058 千円
令和 3 年 11 月 9 日	大雨 強風	全域	大雨で町全域にわたり道路等の被害が発生 ・ 町道／町道法面 1 2 箇所 被害額 4,542 千円 強風のため文教施設に被害が発生 ・ 文教施設 1 箇所 被害額 803 千円
令和 4 年 6 月 25 日 ～26 日	遭難	ニセコ	・ ニセコアンヌプリに山菜採りで 5 人が入山 し、うち 1 人が遭難し死亡
令和 4 年 6 月 28 日	大雨	ニセコ 福井 近藤	大雨による道路等の被害が発生 ・ 町道／路面洗堀 3 箇所、法面崩壊 1 箇所
令和 4 年 8 月 16 日	大雨	全域	大雨で町全域にわたり道路等の被害が発生 ・ 町道／路盤洗堀等 1 8 箇所、側溝埋塞 4 箇 所、法面崩壊 2 箇所 ・ 住宅付近の用水路越水／複数箇所

1 ニセコ町の概況

年月日	種別	地域	被害状況
令和5年4月27日 ～26日	遭難	ニセコ	・ニセコアンヌプリのバックカントリーで外国人スキーヤー1人が行方不明
令和5年5月17日	火災	ニセコ	建物火災 ・焼失面積等不明
令和5年6月12日	遭難	ニセコ	・ニセコアンヌプリに山菜採りで1人が入山し、行方不明
令和5年9月12日 9月18日 11月17日	大雨	全域	大雨による道路等の損害が発生 ・町道／24箇所 被害額24,362千円
令和6年2月6日	火災	曾我	建物火災 ・焼失面積等不明、1人死亡

2 防災組織等

○ 資料 2-1 ニセコ町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日
条 例 第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、ニセコ町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ニセコ町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 人
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 3 人
 - (3) 教育長
 - (4) 消防団長
 - (5) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人
 - (6) その他町長が必要と認める者 2 人以内
- 6 前項第 5 号及び第 6 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任することができる。
(専門委員)

第 4 条 防災会議は専門の事項を調査及び検討させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員に関し、必要な事項は規則で定める。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(ニセコ町水防協議会条例の廃止)
- 2 ニセコ町水防協議会条例(平成元年ニセコ町条例第 25 号)は、廃止する。

附 則(平成 24 年 4 月 23 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 20 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 2-2 ニセコ町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 25 日
条 例 第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、ニセコ町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 2-3 ニセコ町における災害時応援協定等の締結状況

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

協定の名称	協定相手方 (都道府県名)	締結 年月日	協定区分							
			職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他
おしらせねっとに関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 (北海道札幌市)、 北海道開発局小樽開発建設部 (北海道小樽市)	H19. 10. 5		○				○		
ニセコ町所管公共施設における災害時の協力体制に関する実施協定	ニセコ町建設業協会	H20. 4. 1								情報連絡網の構築・共有、協力実施体制の構築・共有、資機材保有状況の報告、施設の被害状況の把握に係る業務対応、災害応急対策に係る業務対応、その他必要と認める業務対応
災害時におけるニセコビュプラザの防災拠点に関する協定	北海道開発局小樽開発建設部 (北海道小樽市)	H21. 1. 20			○					
災害時における社会福祉施設への要援護者の受け入れに関する協定	社会福祉法人ニセコ福祉会	H23. 4. 1						○		
災害等の発生時におけるニセコ町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会 (北海道小樽市)	H23. 7. 22		○					○	
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 (北海道札幌市)	H23. 7. 28		○				○		
ニセコ町緊急時放送に関する協定書	株式会社ニセコリゾート観光協会 (北海道ニセコ町)	H24. 3. 30						○		

2 防災組織等

協定の名称	協定相手方 (都道府県名)	締結 年月日	協定区分							その他
			職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	
環境自治体会議を構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定	環境自治体会議の参加のうち 30 市町村	H24. 6. 6	○	○		○		○		被災地支援の呼びかけ・あっせん 災害時、要請に応じた応援（全般）
消防活動への協力に関する協定書	羊蹄山ろく消防組合 (北海道倶知安町)	H25. 4. 1	○	○						
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会加入町村のうち 37 市町村	H25. 6. 30	○	○		○				その他必要な措置
災害時協力協定	一般財団法人北海道電気保安協会 (北海道札幌市)	H25. 8. 30						○		
災害時相互応援協定	福島県国見町	H25. 11. 19	○	○				○		被災児童及び生徒の応急の教育の受け入れ 災害時、要請に応じた応援（全般）
原子力災害時における広域避難等に関する覚書	北海道札幌市	H26. 3. 24	○					○		
災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 北海道 北海道市長会 北海道町村会	H26. 3. 28			○					避難施設運営補助、受付事務、有価物分別作業、罹災証明書受付発行事務、罹災建物判定現地調査補助等
緊急時における輸送業務に関する協定	札幌地区トラック協会後志支部	H26. 8. 20			○					

協定の名称	協定相手方 (都道府県名)	締結 年月日	協定区分							その他
			職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	
災害発生時の連携に係る協定	陸上自衛隊 北部方面対舟艇対戦車隊	H27. 3. 13	○							平時、発災時における実効的な連絡・調整人命救助を第一義とした災害応急対策活動等
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定 (北海道町村会長に委任)	北海道 北海道市長会 北海道町村会	H27. 3. 31	○	○					○	防災関係機関の活動のための施設の提供並びにあっせん
災害発生時におけるニセコ郵便局とニセコ町の協力に関する協定	ニセコ郵便局 (北海道ニセコ町)	H27. 6. 1						○		郵便料金免除
災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市区町村の相互応援に関する協定	蘭越町、ニセコ町、 真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、 倶知安町 室蘭市、登別市、 伊達市、豊浦町、 壮瞥町、白老町、 洞爺湖町 札幌市南区	H28. 6. 24								災害時における迅速な状況把握、構成市区町村間の連絡調整及び応援 平常時における災害の予防その他防災対策の充実
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブンイレブン ジャパン	H29. 7. 28		○						災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会	H30. 3. 6							○	
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理協会	H30. 3. 6							○	
災害時における物の輸送・保管管理等に関する包括連携協定	ヤマト運輸株式会社	H30. 8. 24			○					高齢者支援・障害者支援 安全で安心な地域社会の実現 地域の活性化等

2 防災組織等

協定の名称	協定相手方 (都道府県名)	締結 年月日	協定区分							その他
			職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	
災害時における機器供給の協力に関する協定	(株)カナモト倶知安営業所	H31. 1. 31		○						
災害時における機器供給の協力に関する協定	建成興業(株)ニセコ営業所	H31. 2. 28		○						
雪害事故防止等の雪氷災害防止に向けての連携協定に関する協定	ニセコ町、倶知安町、国立研究開発法人防災科学技術研究所	H31. 3. 22								雪崩事故等の雪氷災害防止、協定締結者間で必要と認める事項を協議により決定
災害時における石油類の供給等に関する協定	小樽地方石油業協同組合	R2. 7. 1		○						業務車両及び業務等を行う施設への燃料供給
災害時における宿泊施設の活用に関する協定	株式会社有楽ホテル	R3. 2. 5						○		
災害時における宿泊施設の活用に関する協定	鶴雅観光開発株式会社 ニセコ昆布温泉鶴雅別荘 奎の抄	R3. 6. 9						○		
災害時における機器供給の協力に関する協定	株式会社共成レンテム ニセコ営業所	R3. 12. 3		○						
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	R4. 1. 14							○	
災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	R5. 3. 24		○						災害時の応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設

【災害時相互応援宣言】

宣言の名称	宣言組織 (会員団体数)	宣言 年月日	宣言区分						その他
			職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	
「災害時相互応援」に関する宣言	水資源保全全国 自治体連絡会 (156 団体)	H29. 10. 27		○					

2 防災組織等

○ 資料 2 - 4 関係機関等の連絡先

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

1 ニセコ町

(1) 役場

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	備 考
ニセコ町役場	ニセコ町字富士見 55 番地	0136-44-2121 (FAX 44-3500)	
ニセコ町教育委員会	ニセコ町富士見 95 番地 ニセコ町総合体育館内	0136-44-2101 (FAX 44-3500)	

(2) 消防

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	備 考
羊蹄山ろく消防組合消防本部	倶知安町北 3 条東 4 丁目 1 番地 3	0136-22-2822 (FAX 22-5367)	
羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署	ニセコ町字富士見 74 番地	0136-44-2354 (FAX 44-2866)	
羊蹄山ろく消防組合ニセコ消防団	ニセコ町字富士見 74 番地	0136-44-2354 (FAX 44-2866)	

2 北海道

(1) 振興局等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	
後志総合振興局			
地域創生部危機対策室	倶知安町北 1 条東 2 丁目	代 表	0136-23-1300 (内線 2191)
		ダイヤルイン	0136-23-1345
		F A X 番 号	0136-22-0948
小樽建設管理部 (代表)	小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号	0134-25-2195 (FAX 27-2354)	
真狩出張所	真狩村字真狩 117 番地 2	0136-45-2136 (FAX 45-2138)	
蘭越出張所	蘭越町蘭越町 416 番地	0136-57-5121 (FAX 57-5123)	
保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	余市町朝日町 12 番地	0135-23-3104 (FAX 23-3614)	
産業振興部林務課 (林務係)	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1381 (FAX 22-0906)	
森林室管理課 (代表)	倶知安町南 4 条西 1 丁目	0136-22-1152 (FAX 22-3749)	
産業振興部商工労働観光課 (労働係)	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1362 (FAX 22-0901)	
後志農業改良普及センター本所 (代表) (農業革新支援センター)	倶知安町旭 57-1	0136-22-1071 (FAX 22-4744)	
後志家畜保健衛生所 (代表)	倶知安町旭 15	0136-22-2010 (FAX 22-1554)	
後志教育局企画総務課 (総務係)	倶知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎 3 階	0136-23-1976 (FAX 22-5574)	

(2) 危機対策局

部名	局課名	グループ名	所在地	電話番号		FAX 番号
				代表 (内線)	ダイヤルイン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	札幌市中央区 北3条西6丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314
				内線 22-552		
				内線 22-561		
		内線 22-554		011-204-5008	011-251-6242	
		内線 22-568				
		内線 22-555		011-204-5009		
	内線 22-576					
	危機対策局 原子力安全対策課	企画防災 グループ		内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101
危機対策局	休日・夜間 (当直室)	内線 22-861				
		内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402		

(3) 防災航空室

部名	課名	室名	所在地	連絡先
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市栄町 964	011-782-3233 (FAX 782-3234)

(4) 北海道警察

機関名	所在地	連絡先
北海道警察本部 (警備課 災害第一係)	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110 (内線 5722)
札幌方面俱知安警察署	俱知安町南1条東2丁目1番地	0136-22-0110
ニセコ駐在所	ニセコ町本通 105 番地 1	0136-44-2251

3 指定地方行政機関

機関名	所在地	連絡先
北海道開発局小樽開発建設部 (防災対策官)	小樽市潮見台 1 丁目 15 番 5 号	0134-23-5119 (FAX 27-2354)
俱知安開発事務所	俱知安町北 7 条東 1 丁目 4 番地 9	0136-22-0133
後志中部農業開発事務所	虻田郡ニセコ町字宮田 157 番地	0136-44-2955+
俱知安開発事務所蘭越分庁舎 (河川課)	蘭越町蘭越町 222 番地	0136-57-5331
北海道農政事務所 (企画調整室)	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8801 (FAX 552-0530)
北海道森林管理局後志森林管理署	俱知安町北 2 条東 2 丁目	0136-22-0145 (FAX 22-0106)
北海道運輸局札幌運輸支局 (総務企画担当)	札幌市東区北 28 条東 1 丁目	011-731-7166 (FAX 712-2405)
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-6124 (FAX 611-4433)
北海道総合通信局 (防災対策推進室)	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451 (FAX 709-2481)
北海道労働局岩内公共職業安定所俱知安分室	俱知安町南一条東 3 丁目 1 番地 俱知安地方合同庁舎 4 階	0136-22-0248 (FAX 22-4303)
北海道財務局小樽出張所	小樽市港町 5 番 2 号	0134-23-4103 (FAX 22-9957)
北海道地方環境事務所 洞爺湖自然保護官事務所	虻田町洞爺湖温泉町 142 番地 15 洞爺湖ビジターセンター 2 階	0142-73-2600 (FAX 73-2601)

2 防災組織等

4 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574~2576
第 11 旅団長 (第 11 旅司令部)	第 3 部防衛班	札幌市南区真駒内 17 番地内	011-581-3191 内線 2136(当直 2300)
北部方面対舟艇対戦車隊長 (倶知安駐屯地司令)	運用訓練	倶知安町字高砂 232-2	0136-22-1195 内線 225(当直 302)

(2) 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
大湊地方総監	防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
北部航空方面隊司令	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	連絡先
北海道旅客鉄道(株) (安全推進部安全システムグループ)	札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1-1	011-700-5768 (FAX 700-5769)
倶知安駅	倶知安町南 3 条西 4 丁目 3	0136-22-1310 (FAX 22-1312)
ニセコ駅	ニセコ町字中央通 142	0136-44-2104
日本貨物鉄道(株)北海道支社 (北海道保全技術センター)	札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1-1	011-865-1883 (FAX 846-4581)
東日本電信電話(株) (北海道事業部 災害対策室)	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目	011-212-4488 (FAX 222-9254)
北海道支店 (代表)	札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地	011-212-4010
(株)NTT ドコモ 北海道支社 (ネットワーク部災害対策室)	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6 ドコモ北海道ビル	011-242-1961 (FAX 241-5355)
KDDI(株) 北海道総支社 (管理部)	札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1-1 日本生命札幌ビル	011-223-2826 (FAX 218-3722)
ソフトバンク(株) (人事総務統括 人事・総務本部)	札幌市中央区大通西 4 丁目 6 番地 1 札幌大通西 4 ビル	011-272-2388 (FAX 272-0622)
日本赤十字社北海道支部 (事業推進課)	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7126 (FAX 231-7128)
ニセコ町分区	ニセコ町字富士見 47 番地 (ニセコ町役場保健福祉課福祉係)	0136-44-2121
日本放送協会札幌放送局 (放送部 (ニュース・報道))	札幌市中央区大通西 1 丁目 1-1	011-221-5077 (FAX 231-4997)

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
北海道電力(株) (総務部 総務・防災グループ)	札幌市中央区大通東1丁目2番地	011-251-4965 (FAX 251-0329)
北海道電力(株) 倶知安ネットワークセンター	倶知安町南1条西2丁目18番地	電話 0136-22-0150 (FAX 22-0643)
日本郵便(株)北海道支社 (総務人事部危機管理担当)	札幌市中央区北2条西4丁目3番地	011-214-4063 (FAX 214-4404)
ニセコ郵便局	ニセコ町本通103番地1	0136-44-2351
ニセコ元町簡易郵便局	ニセコ町元町214番地	0136-44-2351

6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
北海道放送(株)報道部 (報道部直通)	札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5872 (FAX 221-6807)
札幌テレビ放送(株)報道部	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8295 (FAX 271-1535)
北海道テレビ放送(株)報道部	札幌市豊平区平岸4条13丁目	011-824-4141 (FAX 812-1764)
北海道文化放送(株)報道部 (報道部直通)	札幌市中央区北1条西14丁目1-5	011-214-5311 (FAX 271-5497)
(株)テレビ北海道報道部	札幌市中央区大通東6丁目	011-232-7160 (FAX 232-7173)
(株)エフエム北海道編成制作部	札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル	011-241-0844 (土日 232-8438) (FAX 251-6305)
(株)エフエムノースウエーブ総務部	札幌市北区北7条西4丁目新北海道ビル	011-707-6501 (FAX 707-831)
(株)STVラジオ編成制作部	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8354 (FAX 272-8392)
(一社)北海道LPガス協会 小樽支部	小樽市稲穂2丁目22-4 樽石ビル内	0134-25-2361 (FAX 25-2426)
(一社)羊蹄医師会	倶知安町北4条東1丁目2 JA北海道厚生連倶知安厚生病院内	0136-22-1141 (FAX 22-4350)
(一社)後志歯科医師会	倶知安町北4条東1丁目2 JA北海道厚生連倶知安厚生病院内	0136-22-1141 (FAX 22-4350)
(公社)北海道看護協会 (事業課)	札幌市白石区本通17丁目北3番24号	011-861-3292 (FAX 863-3204)
(一社)北海道薬剤師会 (総務部管理課)	札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12	011-811-0184 (FAX 831-2412)
(公社)北海道獣医師会	札幌市西区二十四軒4条5丁目9-3	011-642-4826 (FAX 642-4642)
(公社)北海道トラック協会 (札幌地区トラック協会)	札幌市東区北28条東1丁目	011-751-4231
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター「かでの2・7」	011-241-3976 (FAX 011-251-3971)

2 防災組織等

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 協力団体等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
ようてい農業協同組合	倶知安町南 1 条東 2 丁目 5 番地 2	0136-21-2311 (FAX 21-2321)
ニセコ支所	ニセコ町本通 105	0136-44-2331
ようてい森林組合倶知安事業所	倶知安町北 3 条東 4 丁目	0136-22-3905 (FAX 22-0137)
ニセコ町商工会	ニセコ町字富士見 95 番地	0136-44-2214 (FAX 44-1173)
(株)ニセコリゾート観光協会	ニセコ町字中央通 142 番地 1	0136-44-2468 (FAX 55-5777)
ラジオニセコ (株)ニセコリゾート観光協会	ニセコ町字本通 85 番地	0136-44-2420 (FAX 43-2050)
ニセコ町コミュニティ FM 放送施設	ニセコ町字中央通 33 番地	0136-55-5762 (FAX 55-5767)
ニセコ町建設業協会 (牧野工業(株))	ニセコ町字里見 61 番地 1	0136-44-2280 (FAX 44-2298)
ニセコ町高齢者事業団	ニセコ町字富士見 95 番地	0136-44-2584
ニセコバス(株)	ニセコ町字中央通 8 番地	0136-44-2001 (FAX 44-2002)

(2) 社会福祉協議会・学校・要配慮者施設等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
社会福祉法人 ニセコ町社会福祉協議会	ニセコ町字富士見 95 番地 ニセコ町民センター内	0136-44-2234 (FAX 43-2655)
ニセコ町立ニセコ小学校	ニセコ町字富士見 12 番地	0136-44-2252 (FAX 44-1216)
ニセコ町立近藤小学校	ニセコ町字近藤 266 番地	0136-44-2852 (FAX 44-2852)
ニセコ町立ニセコ中学校	ニセコ町字富士見 143 番地	0136-44-2321 (FAX 44-1215)
ニセコ町立ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見 141 番地 9	0136-44-2224 (FAX 43-2031)
ニセコ町幼児センター (子育て支援センター)	ニセコ町字富士見 12 番地	0136-44-2700 (FAX 44-2725)
ニセココども館	ニセコ町字富士見 51 番地 1	0136-44-2323
国際交流施設 (北海道インターナ ショナルスクール・ニセコ校)	ニセコ町字富士見 12 番地	0136-55-5252
ニセコ福祉会		
ニセコハイツ	ニセコ町字有島 87 番地 4	0136-44-2772 (FAX 43-2116)
ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島 87 番地 5	0136-44-1950 (FAX 44-1615)
ニセコ福祉会指定 居宅介護支援事業所	ニセコ町字有島 87 番地 5	0136-44-1960 (FAX 44-1616)
ぐる〜ぶほ〜む きら里	ニセコ町字有島 87 番地 9	0136-55-5275 (FAX 55-5198)

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
ニセコ生活の家	ニセコ町字有島 47 番地 47	0136-44-1730 (FAX 44-1730)

(3) 町内及び近隣医療機関

名 称	所 在 地	連 絡 先
ニセコ医院	ニセコ町富士見 2 番地 11	0136-44-2201 (FAX 44-1190)
昆布温泉病院	蘭越町字黄金 118 番地	0136-58-2231
ニセコ歯科	ニセコ町有島 8 番地 136	0136-43-2225
菊地歯科医院ニセコ診療所	ニセコ町富士見 49 番地	0136-44-1120 (FAX 44-1120)
倶知安厚生病院	倶知安町北 4 条東 1 丁目 2 番地	0136-22-1141 (FAX 21-4388)
ニセコ脳神経外科	倶知安町北三条東 7 丁目 3 番地 9	0136-21-5500

8 関係医療機関

(1) 基幹災害拠点病院

圏 域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
後志	小樽市立病院	小樽市若松 1 丁目 1-1 号	0134-25-1211
	J A 北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北 4 条東 1 丁目	0136-22-1141

(3) 緊急告知医療機関（後志総合振興局管内 二次医療圏：後志）

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
小樽市	社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院	小樽市住/江 1 丁目 6-15	0134-23-6234
	医療法人社団島田脳神経外科	小樽市錦町 1-2	0134-22-4310
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	小樽市築港 10-1	0134-25-4321
	医療法人ひまわり会小樽病院	小樽市銭函 3 丁目 298	0134-62-5851
	小樽掖済会病院	小樽市色内 1 丁目 10-17	0134-24-0325
	小樽市立病院	小樽市若松 1 丁目 1-1	0134-25-1211
	医療法人社団北匠会小樽中央病院	小樽市入船 2 丁目 2-18	0134-21-2222
寿都町	寿都町立寿都診療所	寿都郡寿都町字渡島町 72-2	0136-62-2411
黒松内町	黒松内町国民健康保険病院	寿都郡黒松内町字黒松内 586-1	0136-72-3301

2 防災組織等

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
倶知安町	JA 北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2	0136-22-1141
岩内町	社会福祉法人北海道社会事業協会 岩内病院	岩内郡岩内町字高台 209-2	0135-62-1021
余市町	社会福祉法人北海道社会事業協会 余市病院	余市郡余市町黒川町 85-2	0135-23-3126

(4) 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区 北11条西13丁目1-1	2
第2種	後志	後志	小樽市立病院	小樽市若松1丁目1-1	2
			J A北海道厚生連 倶知安厚生病院	倶知安町北4条 東1丁目2	2

(備考) 指定の考え方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
2. 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

(5) 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター	札幌市西区二十四軒1丁目1-20	011-613-6121

9 その他

機 関 名	所 在 地	連絡先
協和総合管理(株)倶知安営業所	倶知安町北3条東9丁目4	0136-23-2054 (FAX 23-3597)
(株)EFH コンサルタント	倶知安町南11条東1丁目2	0136-23-3150 (FAX 23-1639)
後志環境管理(株)	余市町黒川町10丁目40番地の12	0135-23-7176 (FAX 23-8228)
中央ビルメンテナンス(株)小樽支店	小樽市色内1丁目1番12号	0134-23-2161

3 災害危険区域

○ 資料3-1 町内の主要河川

No	河川名	備考
1	一級河川 尻別川	北海道管理区間
2	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 昆布川	北海道管理区間
3	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 ニセコアンベツ川	北海道管理区間
4	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 名無川	北海道管理区間
5	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 ルベシベ川	北海道管理区間
6	一級河川 尻別川水系 支流河川一次 真狩川	北海道管理区間

○ 資料3-2 重要水防箇所

No	水系名 河川名	右・ 左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水 防区域 延長 (km)	重要 度 ※1	築 堤 有 ・ 無	備 考
			地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	尻別川 真狩川	左岸	富川	(町)真狩橋	0.80	里見	(国)真狩橋から 0.40km 上流	2.50	1.70	B	有	樋門
2	尻別川 真狩川	右岸	富川	(町)真狩橋	0.80	里見	(国)真狩橋から 0.60km 上流	1.40	0.60	B	有	樋門
3※2	尻別川 昆布川	右岸	昆布町	尻別川との 合流点	0.00	昆布町	(町)昆布橋から 0.15km 上流	0.80	0.80	B	有	

(注) 知事管理区間：本町に国指定の重要水防箇所は該当なし

※1 重要度B：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる箇所など）

※2 指定市町村：蘭越町

○ 資料3-3 砂防指定地

No	溪流名	指定年月日及び番号	面積 (ha)
1	名無川	昭和47年8月3日 建告第1348号	10.86
2	小松神社川	昭和50年5月17日 建告第848号	3.63
3	16号川	昭和63年7月21日 建告第1600号	4.29
4	ルベシベ川	平成4年12月10日 建告第1930号	11.96

3 災害危険区域

○ 資料 3-4 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等

1 土石流危険渓流

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

No.	箇所番号	区域名	区分 (I~III)	土砂災害警戒区域		
				警戒区域	特別警戒区域	指定月日等
1	II-15-0650	西富の沢川	II	○	—	平成 29 年 3 月 28 日
2	I-15-0040	西の川	I	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
3	II-15-0610	野村橋の沢川	II	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
4	II-15-0620	宮田 1 号の沢川	II	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
5	II-15-0630	宮田 2 号の沢川	II	○	○	平成 31 年 3 月 29 日
6	II-15-0640	黒川支流の沢川	II	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
7	III-15-001	いり橋右 1 の沢川	III	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
8	III-15-002	いり橋右 2 の沢川	III	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
9	III-15-008	田口橋の沢川	III	○	—	平成 31 年 3 月 29 日
10	I-15-0010	ニセコアンハツ 1 号川	I	—	—	
11	I-15-0030	ニセコアンハツ 4 号川	I	—	—	
12	II-15-0660	桂台の沢川	II	—	—	
13	II-15-0670	神社横の沢川	II	—	—	
14	II-15-0680	桂橋の沢川	II	—	—	
15	III-15-011	桂の沢川右 1 沢川	III	—	—	
16	III-15-013	工藤橋の沢川	III	—	—	
17	I-12-0060	ニセコアンハツ	I	○	—	令和 2 年 1 月 10 日
18	I-12-0070	五色温泉沢川	I	○	—	令和 2 年 1 月 10 日

2 急傾斜地崩壊危険箇所

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

No.	箇所番号	区域名	区分 (I~III)	土砂災害警戒区域		
				警戒区域	特別警戒区域	指定月日等
1	I-1-424-961	ニセコ中央通	I	○	○	平成 26 年 1 月 21 日
2	II-1-190-743	ニセコ西富 1	II	○	○	平成 29 年 3 月 28 日
3	II-1-191-744	ニセコ西富 2	II	○	○	平成 29 年 3 月 28 日
4	II-1-192-745	ニセコ西富 3	II	○	○	平成 29 年 3 月 28 日
5	I-1-423-960	ニセコ羊蹄	I	○	○	平成 31 年 3 月 29 日
6	II-1-189-742	ニセコ本通	II	○	○	平成 31 年 3 月 29 日
7	III-1-58-380	ニセコ曾我 1	III	○	○	平成 31 年 3 月 29 日
8	III-1-59-381	ニセコ曾我 2	III	○	○	平成 31 年 3 月 29 日
9	III-1-57-379	ニセコ峠	III	—	—	
10	I-1-425-962	ニセコニセコ 1	I	—	—	
11	I-1-426-963	ニセコニセコ 2	I	—	—	

○ 資料3-5 雪崩危険箇所

(令和6年1月1日現在)

No.	箇所番号	箇所名	備考
1	I-1689	ニセコニセコ1	
2	I-259	ニセコ中央通り	
3	I-1688	ニセコ羊蹄	

4 消防・水防関係

○ 資料4-1 消防力の現況

1 保有人員及び消防自動車等

(令和6年1月1日現在)

人員機械別		職・団別		合計
		消防署ニセコ支署	ニセコ消防団	
職・団員定数		17	70	職 17 団 70
消防ポンプ自動車等の機械	水槽付消防ポンプ自動車	1		1
	消防ポンプ自動車		2	2
	小型動力ポンプ		2	2
	広報車	1		1
	その他の車両 小型動力ポンプ積載車		1	1
	計	2	5	7
救急車		1		1

2 通信施設

(令和6年1月1日現在)

無線電話					有線電話						庁舎 放送 設備	
消防救急デジタル無線			署活 系 無線	簡易 無線 局	火災専用 ※119番通報は消防本部指令センターで受信			加入電話		庁舎 電話		携帯 電話
車載	携帯	卓上			固定 電話	IP電 話等	携帯 専用	通話	FAX			
6	3	1	11	18	0	0	0	2	1	10	3	1

3 水利施設

(令和6年1月1日現在)

		私設	公設	計
消火栓	(基)	2	54	56
防火水槽	(箇所)	31	30	61
計		33	84	117

○ 資料4-2 危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量

貯蔵所等の別		区分	施設数	種別	貯蔵数量
貯蔵所	屋内貯蔵所		0	第1石油類 (㏩)	0
				第2石油類 (㏩)	0
	屋外タンク貯蔵所		1	第3石油類 (㏩)	39,000
	屋内タンク貯蔵所		1	第3石油類 (㏩)	19,800
	地下タンク貯蔵所		29	第2石油類 (㏩)	126,000
				第3石油類 (㏩)	159,000
	移動タンク貯蔵所		5	第2石油類 (㏩)	7,250
第3石油類 (㏩)				37,400	
屋外貯蔵所		1	第3石油類 (㏩)	39,800	
取扱所	給油取扱所		10	第1石油類 (㏩)	51,600
				第2石油類 (㏩)	146,600
				第3石油類 (㏩)	2,150
	一般取扱所		9	第2石油類 (㏩)	51,303
				第3石油類 (㏩)	11,280
合計	施設数		54	第1石油類 (㏩)	51,600
				第2石油類 (㏩)	364,153
				第3石油類 (㏩)	395,970
				第4石油類 (㏩)	

○ 資料4-3 指定防火対象物

区分	防火対象物		事業所数
1項	イ	観覧場等	—
	ロ	公会堂・集会場	15
2項	イ	キャバレー・カフェー	—
	ロ	遊技場・ダンスホール	—
	ハ	風俗営業店	—
	ニ	カラオケボックス等	—
3項	イ	料理店	—
	ロ	飲食店	30
4項		百貨店・マーケット	8
5項	イ	旅館・ホテル	307
	ロ	寄宿舎・共同住宅	71
6項	イ	病院・診療所	1
	ロ	老人短期入所施設	2
	ハ	老人デイサービスセンター等	1
	ニ	幼稚園	—

区分	防火対象物		事業所数
7項		各種学校	5
8項		図書館・博物館・美術館	2
9項	イ	蒸気・熱気浴場	—
	ロ	イ以外の公衆浴場	1
10項		車両の停車場	—
11項		神社・寺院・教会	5
12項	イ	工場・作業場	19
	ロ	映画スタジオ	—
13項	イ	自動車車庫・駐車場	6
	ロ	飛行機格納庫	—
14項		倉庫	20
15項		事務所等（その他の事業場）	35
16項	イ	（1～9項）が存する複合対象物	40
	ロ	上記以外の複合対象物	9
合計			577

※延べ面積 150㎡以上の対象物

○ 資料4-4 雨量・水位観測所

1 雨量観測所

(令和6年1月1日現在)

観測地点	関係河川名	所在地	管理者
尻別川ニセコ	尻別川	ニセコ町中央通 140 番地 2 地先河川敷 (芙蓉橋地点)	後志総合振興局 小樽建設管理部
ニセコ (気象)	その他	ニセコ町字宮田	札幌管区气象台
ニセコ	ニセコアンベツ川	蘭越町字昆布温泉湯の里	小樽開発建設部
真狩	真狩川	北海道虻田郡真狩村光 (真狩高等学校)	小樽開発建設部

2 水位観測所

(令和6年1月1日現在)

水系名 河川名	観測地点 (所在地)	管理者	氾濫 注意水位	避難 判断水位 (特別警戒水位)	氾濫 危険水位
尻別川 昆布川	昆布川 (ニセコ町字西富 167 番地 4 地先河川敷)	後志総合振興局 小樽建設管理部 蘭越出張所	44.98m	45.38m (基準)	45.78m
尻別川 尻別川	尻別川ニセコ (ニセコ町中央通 140 番地 2 地先河川敷)	後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	94.10m	94.7m	94.90m

○ 資料4-5 警報・注意報発表基準一覧表

(令和6年1月1日現在)

発表官署 札幌管区气象台

ニセコ町		府県予報区		石狩・空知・後志地方
		一次細分区域		後志地方
		市町村等をまとめた地域		羊蹄山麓
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138
	洪水		流域雨量指数基準	尻別川流域=46.6、昆布川流域=23.3 ルベシベ川流域=11.1、真狩川流域=22.5
			複合基準*	—
			指定河川洪水予報による基準	—
		暴風	平均風速	18m/s
		暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 50cm
		波浪	有義波高	
		高潮	潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	93
	洪水		流域雨量指数基準	尻別川流域=37.2、昆布川流域=18.6、 ルベシベ川流域=8.8、真狩川流域=18
			複合基準*	尻別川流域=(5、27)
			指定河川洪水予報による基準	—
		強風	平均風速	13m/s
		風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 30cm
		波浪	有義波高	
		高潮	潮位	
		雷	落雷等により被害が予想される場合	
		融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
		濃霧	視程	200m
		乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
		なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
		低温	5月～10月：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い	
		霜	最低気温3℃以下	
	着氷			
	着雪	気温0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm	

※ 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○ 資料4-6 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

5 通信・避難関係

○ 資料5-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。
 - ア 速報
被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。
 - イ 中間報告
被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
 - ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。
- (3) その他の報告
災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報									
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分
発信機関 (振興局・市町村名 等)					受信機関 (振興局・市町村名 等)				
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)				
発生場所									
発生日時		月	日	時	分	災害の原因			
気象等の 状況	雨量								
	河川水位								
	潮位波高								
	風速								
	その他								
ライフライン 関係の 状況	道路								
	鉄道								
	電話								
	水道 (飲料水)								
	電気								
	その他								
(1) 災害対策本部等 の設置状況		(名 称)	(設置日時)		月	日	時	分	設置
		(名 称)	(設置日時)		月	日	時	分	設置
(2) 災害救助法の適 用状況	地区名	被害棟数		罹災世帯		罹災人数			
	(救助実施内容)								

5 通信・避難関係

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名			
	職 氏 名					職 氏 名			
	発 信 日 時		月 日 時 分			受 信 日 時			
項目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)	
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河 川	箇所		
	行 方 不 明	人				海 岸	箇所		
	重 傷	人				砂防設備	箇所		
	軽 傷	人				地すべり	箇所		
計	人		急傾斜地	箇所					
② 住家被害	全 壊	棟		道 路		箇所			
		世帯		橋 梁		箇所			
	半 壊	棟		小 計		箇所			
		世帯		市町村工事		河 川	箇所		
	一 部 破 損	棟		道 路		箇所			
		世帯		橋 梁	箇所				
	床 上 浸 水	棟		小 計	箇所				
		世帯		港 湾	箇所				
	床 下 浸 水	棟		漁 港	箇所				
		世帯		下 水 道	箇所				
計	棟		公 園	箇所					
	世帯		が け 崩 れ	箇所					
	棟		計	箇所					
	人								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻		
		その他	棟		破 損	隻			
	半壊	公共建物	棟		小 計	隻			
		その他	棟		漁 港 施 設	箇所			
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所			
		その他	棟		その他施設	箇所			
	棟		漁 具 (網)		件				
	棟		水 産 製 品		件				
	棟		そ の 他		件				
	世帯		計						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所	
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所	
	農作物	田	ha	そ の 他			箇所		
		畑	ha	小 計		箇所			
	農業用施設	箇所		一 般 民 有 林		林 地	箇所		
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林 道		箇所			
	畜産被害	箇所		林 産 物		箇所			
その他	箇所		そ の 他	箇所					
計			小 計	箇所					
			計	箇所					

5 通信・避難関係

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)	
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所			
		個人	箇所			法人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計			箇所	
		し尿処理	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所			鉄道施設		箇所			
計		箇所			被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商業	件			空港		箇所			
	工業	件			水道		戸		—	
	その他	件			電話		回線		—	
⑩ 公立文教施設被害	計	小学校	箇所		電気	戸		—		
		中学校	箇所		ガス	戸		—		
		高校	箇所		ブロック塀等	箇所				
		その他文教施設	箇所		都市施設	箇所				
				被害総額						
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数			世帯			危険物	件			
罹災者数			人			その他	件			
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				人	
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)									
	市町村名		名称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名										
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか										

別表3 略(総合振興局使用様式)

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	災害関連死	<p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	⑤ 土木被害	河川
海岸		海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
砂防設備		砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判断基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設 上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網) 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分	判断基準
------	------

5 通信・避難関係

⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

○ 資料5-2 避難施設

(令和6年1月1日現在)

No.	施設名	所在地	電話番号 (0136)	指定 避難所	福祉 避難所	指定 緊急 避難場所	災害への対応力					
							洪水	内水	地震	土砂災害	火山災害	大規模な火事
1	西富地区町民センター駐車場	ニセコ町字西富171番地7	58-2251			●				○	○	○
2	ニセコ小学校グラウンド	ニセコ町字富士見10番地	44-2252			●	○	○	○	○	○	○
3	近藤小学校グラウンド	ニセコ町字近藤266番地	44-2852			●	○	○	○	○	○	○
4	旧宮田小学校グラウンド	ニセコ町字宮田157番地	44-2121			●	○	○	○	○	○	○
5	ニセコ町陸上競技場	ニセコ町字富士見138番地	44-2034			●	○	○	○	○	○	○
6	町民運動場	ニセコ町字富士見136番地	44-2034			●	○	○	○	○	○	○
7	農村公園(ちびっこ広場)	ニセコ町字富士見123番地10	44-2121			●	○	○	○	○	○	○
8	運動公園	ニセコ町字富士見168番地4	44-2034			●	○	○	○	○	○	○
9	道の駅ニセコビュープラザ	ニセコ町字元町77番地10	43-2051			●	○	○	○	○	○	○
10	ニセコモイワスキーリゾート駐車場	ニセコ町字ニセコ448番地	59-2511			●						○
11	ニセコアンヌプリ国際スキー場駐車場	ニセコ町字ニセコ482番地10	58-2080			●						○
12	ニセコビレッジスキーリゾート駐車場	ニセコ町字東山2番地	44-2211			●						○
13	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	44-2121	●								
14	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	44-2234	●								
15	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	44-1100	●								
16	近藤地域コミュニティセンター	ニセコ町字近藤258番地35	44-2121	●								
17	元町地域コミュニティセンター	ニセコ町字元町240番地	44-2094	●								
18	里見地域コミュニティセンター	ニセコ町字里見67番地4	44-2121	●								
19	ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ町字ニセコ138番地8	44-2121	●								
20	福井地区コミュニティセンター	ニセコ町字福井379番地2	44-2121	●								
21	西富地区町民センター	ニセコ町字西富171番地7	58-2251	●								
22	曽我活性化センター	ニセコ町字曽我127番地1	44-2121	●								
23	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見1番地	44-2252	●								
24	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	44-2852	●								
25	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	44-2321	●								
26	ニセコ高校	ニセコ町字富士見138番地	44-2224	●								
27	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	44-2034	●								
28	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	44-1950	●	●							
29	ニセコ幼児センター	ニセコ町字富士見17番地	44-2700	●	●							
30	北海道インターナショナルスクールニセコ校	ニセコ町字富士見95番地	55-5252	●	●							

○ 資料5-3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

1 情報伝達体制

(令和6年1月1日現在)

情報伝達担当	担当区域	情報伝達手段
企画環境課	全域	広報車・防災ラジオ・HP・SNS

2 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

(令和6年1月1日現在)

No.	地区所在地	土砂災害警戒区域				避難先	避難路その他の避難経路に関する事項
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域		
1	西富地区 西富	ニセコ西富1 II-1-190-743	急傾斜地 の崩壊	○	○	福井地区コ ミュニティ センター	道道豊浦ニセコ線→瑞穂昆布 連絡線→福井南三線通→福井 五号線通の順で避難
2	西富地区 西富	ニセコ西富2 II-1-191-744	急傾斜地 の崩壊	○	○	福井地区コ ミュニティ センター	道道豊浦ニセコ線→瑞穂昆布 連絡線→福井南三線通→福井 五号線通の順で避難
3	西富地区 西富	ニセコ西富3 II-1-192-745	急傾斜地 の崩壊	○	○	福井地区コ ミュニティ センター	道道豊浦ニセコ線→瑞穂昆布 連絡線→福井南三線通→福井 五号線通の順で避難
4	西富地区 西富	西富の沢川 II-15-0650	土石流	○	-	福井地区コ ミュニティ センター	ルベシベ通→国道5号線→福 井南二線通→福井五号線通の 順で避難
5	中央地区 中央通	ニセコ中央通 I-1-424-961	急傾斜地 の崩壊	○	○	ニセコ町駅 前温泉綺羅 乃湯	道道ニセコ停車場線より避難
6	曾我地区	ニセコ曾我1 III-1-58-380	急傾斜地 の崩壊	○	○	曾我活性化 センター	一号線→藤山東通線の順で避 難
7	曾我地区	ニセコ曾我2 III-1-59-381	急傾斜地 の崩壊	○	○	曾我活性化 センター	一号線→藤山東通線の順で避 難(※1)
8	宮田地区	宮田2号の沢川 II-15-0630	土石流	○	○	里見地域コ ミュニティ センター	道道峠宮田線より避難
9	黒川地区	黒川支流の沢川 II-15-0640	土石流	○		里見地域コ ミュニティ センター	新福島通→百三十万通の順で 避難

No.	地区所在地	土砂災害警戒区域				避難先	避難路その他の避難経路に関する事項
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域		
10	ニセコ地区	仆ヶ橋右1の沢川 Ⅲ-15-001	土石流	○		ニセコ地域 コミュニ ティセン ター	ニセコ南西通→尾上ニセコ縦 貫線の順で避難

(備考)

- 1 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については、該当施設無し。
- 2 その他の土砂災害警戒区域については、未指定区域（基礎調査のみ完了区域）のため、指定後掲載予定
- 3 「避難路その他の避難経路に関する事項」については、土砂災害警戒区域等に該当し、被害の及ぶ可能性のあるも避難路等もあることから、災害の状況に応じて最寄りの安全な場所への避難を促す等、周知について工夫する。

6 応急措置・災害派遣・緊急輸送関係

○ 資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

命令区分	命令対象の作業	対象者	根拠法令	執行者
従事命令	災害応急対策作業 (救助法が適用された場合を除く。)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第71条	知事又は知事の委任を受けた市町村長
協力命令		救助を要する者及び近隣の者		
従事命令	災害救助作業 (救助法適用救助)	基本法第71条による従事命令と同様	救助法第7条	知事
協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	救助法第8条	
従事命令	災害応急対策作業 (全般)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第65条第1項	市町村長
			基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
			基本法第65条第3項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
		その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第4条	警察官
従事命令	消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団
従事命令	水防作業	市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
協力要請	救急業務	救急事故の現場付近にある者	消防法第35条の10	救急隊員

(注) 基本法…災害対策基本法
救助法…災害救助法

○ 資料6-2 従事命令等の実施手続き（公用令書）

区分	権限の内容	手続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第7条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表第1号様式）の交付	基本法第71条 救助法第8条
保管命令等 （管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表第2号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表第3号様式）の交付	基本法第71条 救助法第9条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第6号様式）携帯	基本法第71条 救助法第10条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第71条 救助法第10条

（注）公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第4号様式）又は公用取消令書（別表第5号様式）を交付して行う。

基本法…災害対策基本法
救助法…災害救助法

別表 第1号様式

従事第 号	公用令書	
	住所 氏名	
	災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり	従事 協力を命ずる。
年 月 日	処分権者	(印)
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備考		

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第2号様式

保管第 号	公用令書			
	住所 氏名			
	災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり	物資の保管を命ずる。		
年 月 日	処分権者	(印)		
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 土地 家屋 施設 物資 を 管理 使用 収用 する。 年 月 日 処分権者 ㊟																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	㊟

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
年 月 日交付	
	ニセコ町長 ㊟
	交付責任者 ㊟

(備考) 規格 縦6cm 横9cmとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。

○ 資料6-3 自衛隊の災害派遣要請

第 号
年 月 日

北海道後志総合振興局長 様

ニセコ町長 印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域 (区域図を添付のこと)

(2) 活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所 (場所図を添付のこと)

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 :

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○ 資料6-4 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第 号
年 月 日

北海道後志総合振興局長 様

ニセコ町長 印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、
所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年 月 日 時 分

○ 資料6-5 緊急輸送道路

(令和6年1月1日現在)

区分		路線名
第1次	道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路	国道5号
		道道岩内洞爺線
第2次	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路	道道岩内洞爺線
		道道蘭越ニセコ倶知安線
第3次	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路	

(備考)

- 1 「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」から作成
- 2 このほか、緊急時の避難場所として、ニセコ小学校の体育館、ニセコ町役場、総合体育館への安全な避難経路を確保するため、道道ニセコ停車場線及び町道役場前通を耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく、町として地震時に通行を確保すべき道路に指定

○ 資料6-6 町有車両の現況

(令和6年1月1日現在)

NO	区分	乗車人員	課名	係名	登録漢字	登録数字	車名
1	乗用	5	総務課	総務係	札幌は	347-2001	クラウン ロイヤル
2	軽・貨物	2	総務課	総務係	札幌こ	480-3563	ダットハイブレットトラック(防災車1)
3	乗用：道貸与	5	総務課	防災係	札幌た	302-431	ニッサン エクストレイル
4	乗用	5	企画環境課	経営企画係	札幌せ	302-1910	ニッサン リーフ
5	原付	1	企画環境課	広報広聴係	ニセコ町ほ	217	ホンダ トゥデイ
6	軽・貨物：リース	2	企画環境課	自治創生係	札幌す	480-1569	ダットハイブレットトラック<リース>
7	乗用	5	税務課	税務係	札幌た	503-6278	カーラフィールダー
8	軽・貨物	2	町民生活課	生活環境係	札幌こ	480-6175	ハイブレットトラック(防災車2)
9	大型特殊リース		町民生活課	生活環境係(処理場構内)		8427	コマツ PC75UU
10	乗用	5	町民生活課	町民生活係	札幌や	502-2660	カーラフィールダー
11	乗用	5	保健福祉課	介護支援係	札幌や	502-3431	カーラフィールダー
12	乗用	5	保健福祉課	健康づくり係	札幌た	503-5246	トヨタ ラクティス
13	軽・乗用(ワゴン)	4	建設課	土木係	札幌か	480-1264	ダットハイブ
14	乗用	5	建設課	管理係	札幌ほ	302-7347	スバル・フォレスター<道・無償貸与>
15	乗用	5	建設課	住宅管理係	札幌さ	503-6557	カーラフィールダー
16	乗用	8	商工観光課	観光戦略推進係	札幌め	301-7068	エステイマ HV
17	乗用	5	商工観光課	商工労働係	札幌や	502-8987	トヨタ ヴェイツ
18	貨物	3	上下水道課	管理係	札幌ぬ	400-1565	マツダ ボンゴトラック
19	乗用	5	上下水道課	維持係	札幌に	302-9939	日産エクストレイル
20	乗用・リース	5	国営農地再編推進室	計画換地係	札幌せ	303-7214	ホンダ ヴェゼル
21	大型特殊		農政課	畜産林務係	札幌る	001-2747	ショベルローダー
22	乗用	5	農政課	畜産林務係	札幌り	503-5568	カーラフィールダー

6 応急措置・災害派遣・緊急輸送関係

NO	区分	乗車 人員	課名	係名	登録漢字	登録数字	車名
23	乗用	5	教育委員会	学校教育課 総務係	札幌め	301-7547	スハ ^ル インプ ^レ ッサ
24	乗用	8	教育委員会	学校教育課 総務係	札幌ぬ	301-7898	トヨタ ハイエース
25	普通・貨物	3	教育委員会	学校教育課 高校教育係	札幌ね	46-6626	トヨタ・トヨエース
26	小型特殊		教育委員会	学校教育課 高校教育係	ニセコ町	85	トラクタークボタ
27	乗用	8	教育委員会	学校教育課 高校教育係	札幌ま	301-4056	トヨタハイエース
28	小型特殊		教育委員会	町民学習課 スポーツ係	ニセコ町	76	ミツビシホイローター
29	普通・特殊		教育委員会	学校給食 センター	札幌そ	800-6722	トヨタ タ ^イ 200
30	乗用：道貸与	8	教育委員会	町民学習課 スポーツ係	札幌ひ	503-3504	日産セレナ(ケ ^ン シリョク ボ ^ウ サイシャ)
31	特殊車両		教育委員会	町民学習課 スポーツ係	車台番号	8JD-014191	ヤマハ・スノーモービ ^ル
32	小型特殊		教育委員会	町民学習課 スポーツ係	車台番号	445-092870	スホ ^ー ツトラクタ
33	小型特殊		教育委員会	町民学習課 スポーツ係	車台番号	1MOX700 AKCM070177	スホ ^ー ツトラクター X700
34	軽・貨物	2	教育委員会	町民学習課 スポーツ係	札幌こ	480-6176	ハイゼ ^{ット} トラック(防災 車 3)
35	軽・貨物・リース	2	農政課	農政係	札幌そ	480-4341	農政軽トラック (ハイ ゼ ^{ット})
36	乗用・リース	5	企画環境課	自治創生係	札幌そ	303-2556	ニッサンリーフ (2019)

○ 資料6-7 ヘリコプター離着陸場

(令和6年1月1日現在)

区分	施設名	所在地	地積	施設管理者	電話番号
道央ドクター ヘリ 離着陸場適地	旧ニセコヘリポート	ニセコ町字曾我 870番地6	45m×45m	ニセコ町	0136- 44-2121
	ニセコ町陸上競技場	ニセコ町字富士見 138番地1	100m×50m	ニセコ町教育委員会 (総合体育館)	0136- 44-2034
	羊蹄山ろく消防組合 消防署ニセコ支署駐 車場	ニセコ町字富士見 72番地	30m×30m	ニセコ町	0136- 44-2121
	ニセコ町堆肥セン ター	ニセコ町字豊里2 番地1	30m×30m	ようてい農協	0136- 44-3833
	旧宮田小学校グラウ ンド	ニセコ町字宮田 157番地	30m×30m	ニセコ町	0136- 44-2034
	ニセコアンヌプリ スキー場第二駐車場	ニセコ町字ニセコ 485番地	30m×30m	中央バス	0136- 58-2080
	近藤小学校 グラウンド	ニセコ町字近藤 266番地	30m×30m	ニセコ町教育委員 会	0136- 44-2101
	ニセコ大橋駐車公園	ニセコ町字中央通 144番地2	40m×40m	後志総合振興局小 樽建設部管理部真 狩出張所	0136- 45-2136
	ニセコ町一般廃棄物 最終処分場	ニセコ町字豊里 131番地1	34m×57m	ニセコ町	0136- 44-2121
	ニセコゴルフコース 入口	ニセコ町字福井 520番地1	140m×47m	ニセコゴルフ 支配人	0136- 58-3131

区分	施設名	所在地	地積	施設管理者	電話番号
道防災消防ヘ リ及び自衛隊 ヘリ 離着陸場適地	旧ニセコヘリポート	ニセコ町字曾我 870番地6	45m×45m	ニセコ町	0136- 44-2121
	ニセコ町陸上競技場	ニセコ町字富士見 138番地1	100m×50m	ニセコ町教育委員 会(総合体育館)	0136- 44-2034
	ニセコ町運動公園	ニセコ町字富士見 168番地4	125m×65m	ニセコ町教育委員 会(総合体育館)	0136- 44-2034

資料6-8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

る。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

6 応急措置・災害派遣・緊急輸送関係

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関								
		担当者職氏名								
		連絡先		TEL			FAX			
災害の状況・派遣理由	覚知			年	月	時	分			
	災害発生日時			年	月	時	分			
	災害発生場所									
	災害名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域					希望する活動内容					
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況						
				特記事項						
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者		(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法									(周波数)	Hz
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

ニセコ町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 資料6-9 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用し、行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるもの

6 応急措置・災害派遣・緊急輸送関係

とする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		FAX		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		FAX				
担当医師名・科名		科		担当課 氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		FAX				
担当医師名・科名		科		直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住所						感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病名						<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日
経過						血圧： mmHg 脈拍： 回/分
						呼吸： 回/分 体温： ℃
						意識レベル(JCS)：
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他() (主な理由：)					
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他	
医師			歳	kg		
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： × (cm))	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他()	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ		
	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

7 救援・応急復旧関係

○ 資料 7-1 給水施設

(平成6年1月1日現在)

事業名	取水地点	水源	給水地区名	年間給水量(m ³)
ニセコ町簡易水道	尻別川水系カシュンベツ川支流第2カシュンベツ川(ニセコ町字羊蹄146地先)	湧水	ニセコ町市街地区一円(字富士見、本通、中央通、元町、有島)	379,913
	ニセコ町字羊蹄146-4	地下水		
	尻別川水系タクベツ川支流木村川(ニセコ町字豊里105地先)	湧水	字里見	37,089
	尻別川水系ルベシベ川支流17号川(ニセコ町字絹丘175地先)	表流水	字宮田	
	尻別川水系カシュンベツ川支流岩松川(ニセコ町字近藤755-3地先)	湧水	字近藤、豊里、羊蹄	37,284
	ニセコ町字近藤755-6	地下水		
	尻別川水系ニセコアンベツ川支流大沢の川(ニセコ町字ニセコ485地先)	湧水	字ニセコ	99,415
	ニセコ町字ニセコ483	地下水		
	尻別川水系尻別川支流東の沢川(ニセコ町字東山2地先)	湧水	字曾我、東山	109,715
	ニセコ町字曾我532-7	地下水		
ニセコ町簡易水道	尻別川水系名無川(ニセコ町字絹丘417-1地先)	表流水	字福井、黒川、富川、西富	24,758
桂地区飲用水供給施設	尻別川水系桂の沢川支流蝮の沢川(ニセコ町字桂台261地先道有林俱知安事業区49林班1小班)	湧水	字桂台	1,678
ニセコ温泉郷地区飲用水供給施設	尻別川水系硫黄川支流硫黄3号川(倶知安町花園国有林9林班ロ小班)	湧水	五色温泉郷地区	1,147
いこいの村地区専用水道	尻別川水系大沢の川支流佐々木の沢川(ニセコ町字ニセコ355-3地先)	湧水	ホテルいこいの湯宿いろは関連施設及びアンヌプリスキー場ヌックアンヌプリの一部	28,580
計	14カ所			719,579

○ 資料7-2 給水資機材

(平成6年1月1日現在)

資器材名	数 量	保管場所	所管
仮設水槽 (1立米)	2 個	ニセコ町下水道管理センター	上下水道課
仮設水槽用加圧ポンプ	1 台		
ポリタンク (20ℓ)	96 個		
ポリ袋(10ℓ)	1200 個		

○ 資料7-3 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

ニセコ町

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯			
全壊（焼）													
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 資料7-4 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

ニセコ町

品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		円				円				円				計				
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	
計																		

- (注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 資料 7-5 物資受払簿

物 資 受 払 簿

品 目	ニセコ町				
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道 調 達 分				
	町 調 達 分				

(注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること。

2 「最終行」欄は、道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

○ 資料 7-6 物資給与及び受領簿

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

住宅被害	1 全壊（焼）	2 流失	世 帯	
	3 半壊（焼）	4 床上浸水	構成員数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考

○ 資料 7-7 指定文化財

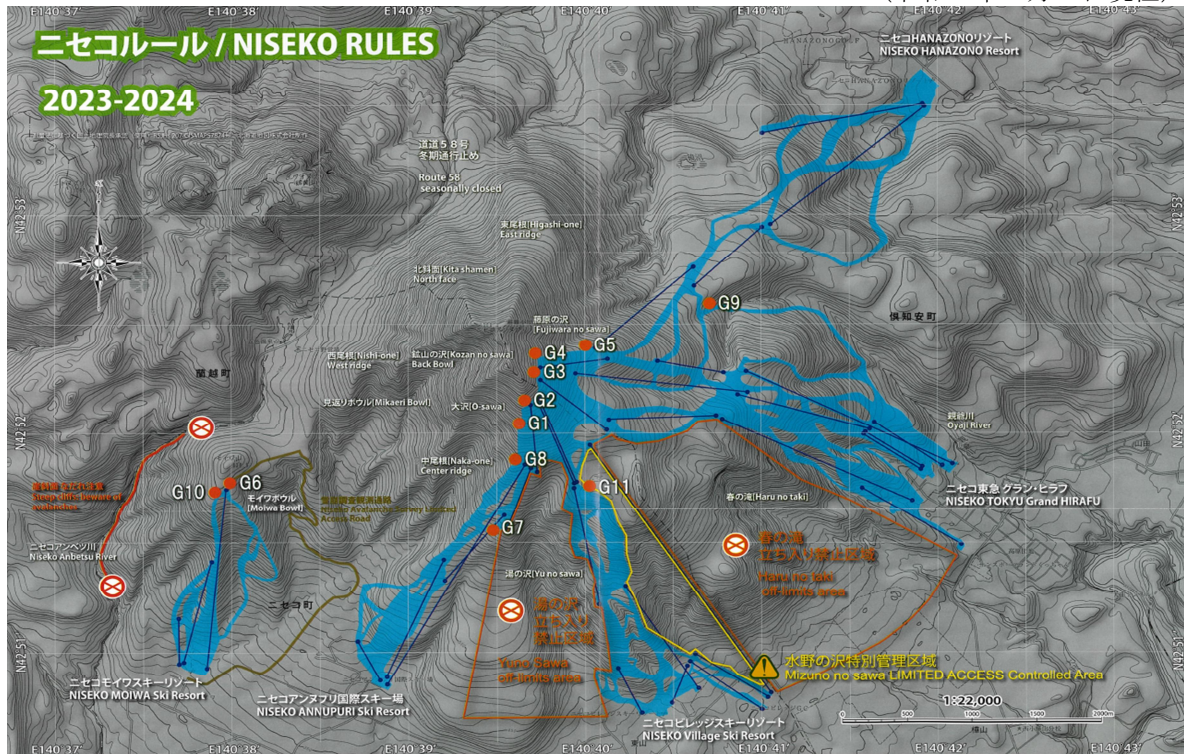
(令和 6 年 1 月 1 日現在)

区分	名称	指定年月日	所在地	管理者
史跡	曾我北栄環状列石	平 2 年 3 月 5 日	字曾我 252-5	ニセコ町
無形民俗文化財	ニセコ赤坂奴	平 2 年 8 月 20 日		ニセコ町 赤坂奴保存会

8 ニセコルール

○ 資料8-1 ニセコルール [ロープをくぐってはならない]

(令和6年1月1日現在)



このルールは、スキー場コース外の事故防止のために設けられています。ニセコはかつて、国内で最も雪崩による死亡事故の多い山でした。

ニセコは新雪滑走の自由を尊重すると共に、みなさんの安全に重大な関心を持っています。安全な滑走のために、以下のルールを守ってください。

- ① スキー場コース外へは必ずゲートから出なければならない。
- ② ロープをくぐってスキー場コース外を滑ってはならない。
- ③ スキー場外では、安全に滑走するために、ヘルメット、雪崩ビーコンを装着が最低限必要と考える。
- ④ ゲートが閉じられている時はスキー場コース外に出てはならない。
- ⑤ 立入禁止区域には絶対に入ってはならない。なお、捜索救助と調査活動は除外される。
- ⑥ 小学生のみのスキー場コース外滑走を禁止する。

補 足	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキー場コース外での救助捜索には費用（最低10万円）が請求される。 ・ 上記ルール違反者はリフト券の没収、販売停止などでスキー場利用を拒否される場合がある。 ・ 事故は吹雪など悪天候時に多く起こる。知識や技術、道具を過信しないこと。常に用心すること。パトロールの指示に従うこと。亀裂転落、立木衝突に注意。雪山に100パーセントの安全はない。 ・ ニセコ雪崩情報は地域の公式情報でありニセコ雪崩調査所が独自の手法で当日の危険を予測している。 ・ 雪崩ビーコン、プローブ、ショベルの携行と強く勧める。これらの道具は万一の時にあなただけでなく仲間の命も救えるかもしれない。
-----	---

ニセコ町地域防災計画（資料編）

沿革	平成 23 年（2011 年） 2 月	修 正
	平成 31 年（2019 年） 3 月	修 正
	令和 2 年（2020 年） 3 月	修 正
	令和 3 年（2021 年） 4 月	修 正
	令和 4 年（2022 年） 5 月	修 正
	令和 5 年（2023 年） 4 月	修 正
	令和 6 年（2023 年） 月	修 正

ニセコ町地域防災計画 （資料編）

発 行：令和 6 年（2024 年） 月
発行人：ニセコ町防災会議
（事務局）ニセコ町役場総務課

電 話：0136-44-2121
F A X：0136-44-3500